

第10期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画の 策定業務委託に係るプロポーザル募集要項

1 事業目的

本業務は、「第9期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」の取組みの評価を行うこと及び本町被保険者に対して生活状況や介護サービス等に関する意識調査を行い、本町における町民ニーズ、地域課題・特性等を踏まえた3年計画（令和9年度～令和11年度）として「第10期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 委託業務名
第10期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務
- (2) 委託業務内容
別紙1「第10期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務仕様書」を参照のこと。
- (3) 履行期間
契約締結日の翌日 ～ 令和9年3月31日 まで

3 提案上限額（予定価格）

7,590,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
なお、提案の内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

4 プロポーザルの概要及び参加資格

プロポーザル実施に係る詳細、プロポーザルへの参加資格等については、別紙2「第10期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務プロポーザル実施要領」のとおり。

5 スケジュール

項目	日程
募集要項、仕様書等の配布開始	令和7年7月4日（金）10時から町ホームページに掲載
参加表明書及び質問書の提出期限	令和7年7月14日（月）17時30分
質問書の回答日	令和7年7月18日（金）
企画提案書などの提出期限	令和7年7月28日（月）17時30分
プロポーザル当日	令和7年8月19日（火）
選考結果の発送	令和7年8月下旬
委託契約締結	令和7年9月上旬

6 選定手続及び提出書類

(1) プロポーザルへの参加表明

提出書類	・プロポーザル参加表明書（様式 1） ・誓約書（様式 2）
提出期限	令和 7 年 7 月 1 4 日（月） 1 7 時 3 0 分までに必着
提出方法	郵送（簡易書留）※持参不可
提出先	島本町役場 高齢介護課

(2) 質問書の提出

提出書類	・質問書（様式 3）
提出期限	令和 7 年 7 月 1 4 日（月） 1 7 時 3 0 分までに必着
提出方法	FAX もしくはメール ※質問がない場合でも質問書に「質問なし」と記載し、提出すること。 なお、質問書を提出できるのは、参加表明書を提出した者に限る。
提出先	島本町役場 高齢介護課 FAX 番号：075-962-5652 メール：kaigo@shimamotocho.jp
回答	令和 7 年 7 月 1 8 日（金）に全参加者にプロポーザルに関する質問回答書（様式 4）をメールで送付する。

※電話や口頭など質問書以外での質問は受け付けません。

(3) 企画提案書等の提出

提出書類	①企画提案申請書（様式 5） ②委託業務全般に関する企画提案書（任意様式） （委託業務全般に関する説明・取り組み方針、各業務の進め方、本業務提案におけるアピールしたい点などを簡潔にまとめたもの） ③業務実績書（同種業務・類似業務）（様式 6） ④業務実施体制等を示す書面（様式 7、様式 8） ⑤事業実施スケジュール（任意様式） ⑥見積書（任意様式）⇒ 詳細な内訳がわかるように記載すること。 ⑦その他参考となる資料（任意） （補足資料があれば添付すること。会社概要やパンフレット等含む）
提出期限	令和 7 年 7 月 2 8 日（月） 1 7 時 3 0 分までに必着
提出方法	郵送（簡易書留）※持参不可
提出先	島本町役場 高齢介護課
提出部数	正本 1 部と副本 1 1 部（計 1 2 部）※副本は複写可

【提出書類作成上の注意事項】

- ・ 正本・副本ともに上記の提出書類①～⑦を番号順に A4 ファイルに綴り、インデックス（①～⑦を記載）を付けること。なお、A3 判の書類は可とするが、折り込んで綴ること。
- ・ ファイルの表紙と背表紙には、件名「第 1 0 期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務に係る企画提案書」及び会社名を記載すること。
- ・ ④について、提案後の総括責任者及び主担当者の変更は原則認めない。

7 辞退

参加表明書の提出後の辞退については、令和7年7月28日（金）17時30分までに、辞退届を提出すること（任意様式）。

8 審査

- ・本町において設置する島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務プロポーザル審査会において、別紙3「第10期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務」に係るプロポーザル審査採点、企画提案書の内容やプレゼンテーション・ヒアリングの内容に基づき総合的に審査する。
- ・審査の結果、最も評価の高かった者を契約候補事業者とし、契約締結に向けて交渉する。
- ・提案事業者が1者のみであった場合にも公募は成立することとし、プロポーザルにおける評点が6割以上であれば契約候補事業者とする。
- ・審査結果（事業者の選定結果）は郵送で通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。
- ・審査結果通知後、契約候補者名及びその総合評価点と全提案事業者の総合評価点は町ホームページでも公表する。

プレゼンテーション及びヒアリング審査

- (1) 実施日
令和7年8月19日（火）
※詳細な時間及び場所は、プロポーザル参加事業者が確定後、通知（様式9）する。
- (2) 実施方法
 - ・事業者ごとに提案内容について15分以内でのプレゼンテーションとし、15分程度の質疑応答を行う。
 - ・プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書等のみとし、当日の追加資料は認めない。
 - ・説明者は3名までとし、質問に適切に対応できる総括責任者もしくは実務を担当する主担当者となるものが必ず出席し、説明すること。
 - ・パソコン・プロジェクタ・スクリーンを使用する場合は町が手配する。その場合、使用するデータは、令和7年8月4日（月）までに町に提出すること。

9 契約

- ・審査により選定された契約候補事業者は、本町の契約手続きを経て契約を締結する。
なお、協議が整わない場合や契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合などは、次点者と協議を行うこととする。
- ・島本町財務規則（昭和39年規則第1号）第115条の規定により契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付することとする。ただし、同規則第117条に該当する場合は、全部又は一部を免除することができる。
- ・原則として契約金額（委託料）は提案時に提出された見積金額を超えることはできません。

10 委託料の支払い

当該業務に係る委託料は、全ての業務完了後、確認・検査を行ったうえで一括して支払う

ものとする。

1 1 参加者の失格

次のいずれかに該当することが判明した場合は、失格とします。

- (1) プロポーザル実施期間中に実施要領の参加資格を満たさなくなった。
- (2) 見積金額が「3 提案上限額」に記載の金額を超える提案を行った。
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった。
- (4) プレゼンテーション審査を欠席した。
- (5) 審査会の委員への個別接触など審査の公平性を害する行為があった。
- (6) (1)から(5)に定めるもののほか、提案にあたり著しく審議に反する行為があった。

1 2 その他の留意事項

- ・ 提案内容は、関係法令等を遵守し、既存の行政計画等に留意したものとする。
- ・ 選考、審査の経緯に関する質問には一切応じない。
- ・ 本町は郵便及び電子メール等に関する通信事故については、いかなる責任も負わない。
- ・ 本プロポーザルに参加する費用は、全て応募者の負担とする。
- ・ 提出された書類は返却しない。
- ・ 提出された書類は、選考を行う作業に必要な範囲で複写することがある。
- ・ 提出された書類及びその内容は、提案事業者が無断で審査等以外の目的に使用しないものとする。ただし、情報公開請求があった場合には、「プロポーザル方式による事業者選定における情報公開の基準」に基づき、公開の対象となるものとする。
- ・ 選定された成果物にかかる著作権は、本町に帰属する。
- ・ 応募に当たり作成するデザイン案等で使用する素材については、著作権や肖像権等の許諾関係は全て事業者の責任において適切に処理すること。
- ・ 業務に関して知りえた一切の情報について、第三者に開示し、または漏えいすることを禁じる。なお、契約終了後においても同様とする。
- ・ この要項に定めのない事項または計画の変更の必要性もしくは疑義が生じた事項については、本町及び受託者で協議して処理する。

問合せ及び書類提出先

島本町健康福祉部高齢介護課

〒618-8570

大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

TEL : 075-962-2864 (直通)

FAX : 075-962-5652

Mail : kaigo@shimamotocho.jp